

解体に係る方向性検討業務委託

仕 様 書

令和 7 年 4 月

伊勢広域環境組合

1 適用

本仕様書は、伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）が発注する解体に係る方向性検討業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。また、本業務は本仕様書及び組合が指定する書類に準拠して実施するものであり、本仕様書等に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な業務については、受託者の責任において実施すること。

2 総則

(1) 目的

令和 9 年度(2027 年度)より組合の新ごみ処理施設が供用開始となり、現在稼働中の清掃工場（以下「現施設」という。）が廃止となる。現施設の敷地には、ごみ処理に係る 3 つの施設があり、それぞれの供用開始時期は可燃ごみ処理施設が平成 8 年 4 月、粗大ごみ処理施設が平成 7 年 2 月、リサイクルプラザ（資源化棟、プラザ棟）が平成 12 年 4 月である。組合では可燃ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設については解体、リサイクルプラザについては解体せずに活用する方針としている。本業務は、現施設の閉鎖、解体、跡地利用等にかけての関連性を踏まえた上で、それぞれの事業化へ向けての方向性を定めるとともに、留意すべき事項の整理を行うものである。また、項目ごとに複数選択肢の比較検討を行い、本組合、地域住民並びに関係者にとって最適なものを選定することを目指すものである。

(2) 業務委託名

解体に係る方向性検討業務委託

(3) 施行場所

伊勢市西豊浜町地内

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 関係法令

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等を遵守しなければならない。

(6) 業務の履行

受託者は、契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(7) 貸与資料

本業務に必要な資料等について、組合が所有するもので貸与して差し支えないものについては所定の手続きの上、受託者に貸与するものとする。受託者は貸与された資料等について、業務完了時に組合に返却するものとする。

(8) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

(9) 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容について、組合の許可なしに、第三者に漏らしてはならない。

(10) 業務に係る経費

本業務の履行に係る諸経費について、特別な場合を除き、すべて受託者の負担とする。

(11) 業務の変更等

本業務の実施に際し、既定業務内容の変更又は当該業務以外の調査、計画等の必要が生じた場合は、組合と受託者が業務内容及び業務委託料等について、協議を行うものとする。なお、業務内容の変更に必要な資料は、受託者が作成する。

(12) 業務完了時の検査

受託者は、成果物提出時に組合の実施する完成検査を受けるものとし、業務内容に適合しないと認められた場合は、直ちに組合の指示に従い修正等を行うものとする。

(13) 技術者の配置

受託者は、本業務を遂行するにあたり、主任技術者を配置すること。

主任技術者は技術士（衛生工学部門の廃棄物管理または廃棄物・資源循環）の資格を有する者であって、技術士として5年以上の経験を有する者とする。

なお、主任技術者は受託者との雇用契約が6ヶ月以上継続している者とし、それを証明できる関係書類を提出すること。

原則として打合せ協議の際には必ず出席すること。

(14) 提出書類等

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- ア 着手届 1部
- イ 業務計画書 1部（工程表を含む）
- ウ 技術者届 1部（資格証明、雇用証明を含む）
- エ 検討業務報告書 1部（概要版を含む）
- オ 業務完了報告書 1部

(15) 疑義

本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、受託者は組合に照会し、その指示に従うものとする。

3 業務内容

(1) 閉鎖業務の検討

令和9年度に現施設が稼働停止となった後に施設の閉鎖業務を円滑に進めるため、組合が実施しなければならない事項について整理すること。

また、以下の事項について、考えられる複数選択肢の比較検討を行うこと。

ア 閉鎖業務の範囲

イ 閉鎖業務の時期

ウ 閉鎖業務の発注方法

(2) 解体範囲の検討

現施設の隣地には伊勢市及び明和町のごみ収集等の運営拠点として貸与している清掃事業所と組合が管理・運営するペットボトル貯留ヤードがあり、この両施設を現施設と同時に解体する場合としない場合について比較検討すること。

また、解体時に基礎等の地下部を存置することについて、可能かどうかについても検討すること。

(3) 解体時期の検討

現施設の解体については、事業の着手時期の違いによるメリットとデメリットがあると考えられるため、時期の異なる複数のケースについて、工程表を作成した上で比較検討すること。

(4) 解体工法の検討

現施設を解体するにあたっては周辺住民や周辺環境への配慮が必要であるため、留意しなければならない事項について整理すること。

また、工事で採用する工法により、騒音や振動などの周辺環境に与える影響が異なるため、工法ごとの特徴と周辺環境に与える影響について比較検討を行い、工事の発注時に指定しなければならない工法等について整理すること。工法の比較は、仮設工事、設備の解体、建物の解体、煙突の解体の別に行うこと。

(5) 跡地利用の検討

現施設を解体した後の跡地は、公園機能を設けつつ災害廃棄物の仮置場として活用できるように整備する方針である。

このため、以下の事項について比較検討すること。

ア 土地利用上の制約

イ 災害廃棄物の仮置場として確保すべき範囲と整備条件

ウ 公園として備えるべき機能と設備の候補

エ 跡地整備に対する交付金、補助金等の有無

(6) 交付金等財源の検討

焼却施設の解体は一定の要件を満たせば国の交付金を得られるため、交付金の種類別にそ

の要件について整理すること。併せて解体工事において交付対象とすることのできる範囲、交付対象にできる事前調査や設計等の計画支援事業、施工監理などの業務についても整理すること。

また、一般廃棄物処理事業債などの起債の適用可否等についても調査し、現施設の解体及び跡地利用における概算事業費の財源内訳を整理すること。

(7) 解体工事等発注方法の検討

解体工事の発注方法として総合評価方式による入札、価格のみの入札、プロポーザル方式による随意契約が想定されるが、今回の解体工事にどの発注方式が適切であるかを比較検討すること。

また、入札参加資格については、単独・共同企業体（JV）の別、地域要件、同種工事の実績、経営審査事項の点数等の要件について、地域特性を見極めた上で検討すること。